



公正で開かれた市政を

情報公開制度と個人情報保護制度

本市には平成10年4月にスタートした情報公開制度と個人情報保護制度があります。情報公開制度は開かれた市政を実現するため、個人情報保護制度は個人の権利利益を守るために大切なもの。昨年度の情報公開の請求と処理状況、自己情報の開示請求と処理状況などを紹介します。

問い合わせは行政管理課 ☎890-6533、情報公開コーナー ☎890-6224へ。

市政参加を促す

情報公開制度

市の活動を市民の皆さんへ公開することで、市政への参加を促し、公正で開かれた市政運営を確保することが目的。昨年度の情報公開請求・申出件数は表1のとおりです。非公開とした情報は、印鑑の印影や個人の氏名、住所、電話番号など。主な請求の内容は表2のとおりです。

条例などを改正

情報公開条例とその施行規則を改

正しました。主な改正点は次のとおりです。

- ①「市民の知る権利の尊重」「情報公開の総合的な推進を目的とする」が可能に。
- ②電子メールやファクスで公開請求が可能に。
- ③公開の方法として電磁的記録をフロッピーディスクなどの電子媒体で交付できる（実費負担）。
- ④第三者に関する非公開情報を公益上の理由から公開するときは、その第三者から意見聴取することを義務付ける。

権利や利益を守る

個人情報保護制度

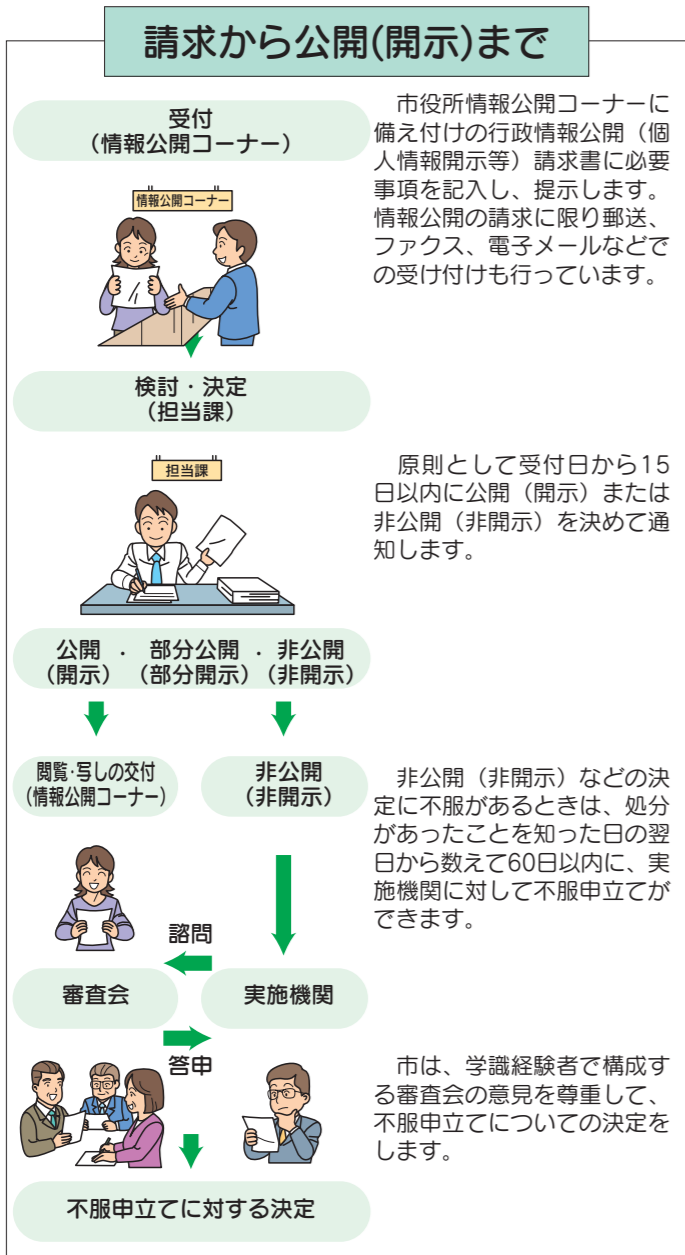
個人の権利や利益を保護し、公正で開かれた市政を推進することが目的です。昨年度にあった個人情報の開示請求・申出件数は93件（表3のとおり）。このうち56件が市立前橋高入学試験の科目別得点を本人に開示したもので、このほかに住民票の交付請求書や病院などの診療に係る診療報酬明細書などの請求がありました。

条例などを改正

個人情報保護条例とその施行規則

を改正しました。主な改正点は次のとおりです。

- ①開示の請求があったときは原則開示する。
- ②死者の自己情報はその配偶者、子、父母など限定された遺族が開示請求などを行える。また、未成年者や成年被後見人の自己情報はその法定代理人が開示請求などを行える。
- ③オンライン結合による個人情報の提供を原則行わない。
- ④開示請求において、第三者に係る非開示情報を公益上の理由から開示するときは、その第三者から意見聴取することを義務付ける。



請求の受け付けや相談など

市役所の情報公開コーナー

市役所2階にある情報公開コーナーでは、情報公開に関する相談や行政情報の公開請求、個人情報の開示請求を受け付けます。

また、大胡・宮城・粕川の各支所にも情報提供コーナーを設置。市の刊行物やまえばしネット端末などが閲覧できます。コピーが必要な人のために、1面10円のコイン式コピー機も設置してあります。

表3 個人情報の開示などの件数および処理件数

区分	方法	件数	処理状況			
			開示	部分開示	非開示	取り下げ
開示などの請求	開示	88	80	1	7(7)	0
	訂正	0	0	0	0	0
	削除	0	0	0	0	0
	中止など	0	0	0	0	0
小計	88	80	1	7(7)	0	
開示などの申出	開示	5	2	1	1(1)	1
	訂正	0	0	0	0	0
	削除	0	0	0	0	0
	中止など	0	0	0	0	0
小計	5	2	1	1(1)	1	
合計		93	82	2	8(8)	1

※()は該当する文書が存在しなかったため、非開示になった件数。
 ※「開示などの請求」は前橋市個人情報保護条例が施行された平成10年以後の自己情報について開示などを受けようとする。 「開示などの申出」は同条例が施行される以前の自己情報について開示などを受けようとする。

表2 情報公開の請求

内容	決定区分	処理状況			取り下げ	処理中
		公開	部分公開	非公開		
水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出施設一覧(事業所名、所在地、施設の種別、排水量、排出先および有害物質の有無が分かるもの)	公開	0	2	2(2)	0	0
上毛電鉄の活性化のための3つの委員会の最近の会議録	部分公開	26	30	17(16)	0	1
統合型GIS開発等業務の委託業者の選定に係る審査部署・担当者名、評価点の詳細な内容、予定価格、1次審査から3次審査までの業者名	部分公開	0	0	0	0	0
	部分公開	5	2	1(1)	1	0
小計		27	32	18(17)	1	1

表1 情報公開の件数および処理件数

区分	方法	件数	処理状況			取り下げ	処理中
			公開	部分公開	非公開		
公開の請求	閲覧	4	0	2	2(2)	0	0
	写し	70	26	28	15(14)	0	1
小計	74	26	30	17(16)	0	1	
公開の申出	閲覧	0	0	0	0	0	0
	写し	5	1	2	1(1)	1	0
小計	5	1	2	1(1)	1	0	
合計		79	27	32	18(17)	1	1

※()は該当する文書が存在しなかったため、非公開になった件数。
 ※「公開の請求」は、前橋市情報公開条例が施行された平成10年以後の行政情報について公開を受けようとする。「公開の申出」は、同条例が施行される以前の行政情報について公開を受けようとする。